

市第99号議案

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月10日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

（横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第1条 横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73号）の規定を準用する」を「横浜市旅費条例（令和8年 月横浜市条例第 号）の例による」に改める。

（横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月横浜市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73号）」を「横浜市旅費条例（令和8年 月横浜市条例第 号）」

」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年3月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73号）に定める赴任の例に準じ」を「横浜市旅費条例（令和8年 月横浜市条例第 号）第2条第6号に規定する赴任の例により」に改める。

(横浜市実費弁償条例の一部改正)

第4条 横浜市実費弁償条例（平成3年9月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73号）別表3号の項に規定する」を「横浜市旅費条例（令和8年 月横浜市条例第 号）第8条第2項第3号に掲げる」に改める。

(横浜市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第5条 横浜市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年10月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

(費用弁償)

第16条 委員が職務のため市外に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の額、支給方法等は、横浜市旅費条例（令和8年

月横浜市条例第 号) 第2条第2号に規定する市長等に支給する旅費の例による。

(横浜市児童福祉審議会の委員の費用弁償条例の一部改正)

第6条 横浜市児童福祉審議会の委員の費用弁償条例(昭和31年10月横浜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 前項の旅費の額、支給方法等は、横浜市旅費条例(令和8年月横浜市条例第 号)第8条第2項第3号に掲げる者に支給する旅費の例による。

(横浜市農業委員会委員等の費用弁償条例の一部改正)

第7条 横浜市農業委員会委員等の費用弁償条例(昭和26年8月横浜市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 前項の旅費の額、支給方法等は、横浜市旅費条例(令和8年月横浜市条例第 号)第8条第2項第3号に掲げる者に支給する旅費の例による。

(横浜市建築審査会条例の一部改正)

第8条 横浜市建築審査会条例(昭和26年10月横浜市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

(費用弁償)

第13条 委員が職務のため市外に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の額、支給方法等は、横浜市旅費条例(令和8年月横浜市条例第 号)第2条第2号に規定する市長等に支給

する旅費の例による。

(横浜市土地区画整理審議会の委員等の費用弁償条例の一部改正
)

第9条 横浜市土地区画整理審議会の委員等の費用弁償条例（昭和31年3月横浜市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 前項の旅費の額、支給方法等は、横浜市旅費条例（令和8年月横浜市条例第 号）第8条第2項第3号に掲げる者に支給する旅費の例による。

(横浜市教育委員会委員の費用弁償条例の一部改正)

第10条 横浜市教育委員会委員の費用弁償条例（昭和25年3月横浜市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 前項の旅費の額、支給方法等は、横浜市旅費条例（令和8年月横浜市条例第 号）第2条第2号に規定する市長等に支給する旅費の例による。

(横浜市社会教育委員条例の一部改正)

第11条 横浜市社会教育委員条例（昭和25年8月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

2 前項の旅費の額、支給方法等は、横浜市旅費条例（令和8年月横浜市条例第 号）第8条第2項第2号に掲げる者に支給する旅費の例による。

(横浜市選挙管理委員の費用弁償条例の一部改正)

第12条 横浜市選挙管理委員の費用弁償条例（昭和29年10月横浜市

条例第33号) の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(費用弁償)

第2条 選挙管理委員が職務のため市外に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の額、支給方法等は、横浜市旅費条例（令和8年月横浜市条例第 号）第2条第2号に規定する市長等に支給する旅費の例による。

(横浜市人事委員会委員の旅費及び費用弁償条例の一部改正)

第13条 横浜市人事委員会委員の旅費及び費用弁償条例（昭和26年6月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 前項の旅費及び費用弁償の額、支給方法等は、横浜市旅費条例（令和8年 月横浜市条例第 号）第2条第2号に規定する市長等に支給する旅費の例による。

(横浜市監査委員の旅費及び費用弁償条例の一部改正)

第14条 横浜市監査委員の旅費及び費用弁償条例（昭和22年7月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 前項の旅費及び費用弁償の額、支給方法等は、横浜市旅費条例（令和8年 月横浜市条例第 号）第2条第2号に規定する市長等に支給する旅費の例による。

(横浜市会職員旅費条例の一部改正)

第15条 横浜市会職員旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第74号）の一部を次のように改正する。

本則中「を準用する」を「(令和8年 月横浜市条例第 号)の例による」に改める。

(横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第16条 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年8月横浜市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

2 前項の旅費の額、支給方法等は、横浜市旅費条例(令和8年 月横浜市条例第 号)第2条第2号に規定する市長等に支給する旅費の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行、出張その他これらに相当するものについて適用し、同日前に出発した旅行、出張その他これらに相当するものについては、なお従前の例による。

提 案 理 由

横浜市旅費条例の全部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条

例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（費用弁償）

第8条（第1項省略）

2 前項の規定により支給する旅費の額は、任命権者が市長と協議して定める額とし、その支給については、横浜市旅費条例（令和8年月横浜市条例第号）の例による
横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73号）の規定を準用する。

（第3項省略）

横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条

例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（旅費等）

第11条（第1項省略）

2 前項の旅費及び旅行に係る費用弁償は、横浜市旅費条例（令和8年月横浜市条例第号）
横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73号）の例により支給する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等

に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（派遣職員に対する旅費の支給）

第7条 派遣職員には、特に必要と認められるときは、横浜市旅費条例（令和8年月横浜市条例第号）
横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73号）第2条第6号に規定する
に定める赴任の例に準じ

赴任の例により旅費を支給することができる。

横浜市実費弁償条例（抜粋）

$\left(\begin{array}{c} \text{上段} \\ \text{下段} \end{array} \right) \begin{array}{c} \text{改正案} \\ \text{現行} \end{array} \right)$

（実費弁償）

第2条（第1項省略）

2 前項の実費の額、支給方法等は、横浜市旅費条例（令和8年10月横浜市条例第号）第8条第2項第3号に掲げる者に支給する旅費の例による。

横浜市固定資産評価審査委員会条例（抜粋）

$\left(\begin{array}{c} \text{上段} \\ \text{下段} \end{array} \right) \begin{array}{c} \text{改正案} \\ \text{現行} \end{array} \right)$

（費用弁償）

第16条 委員が職務のため市外に出張したときは、費用弁償として
委員が職務のため市外に出張したときは、費用弁償として
旅費を支給する。
横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73号）中特号の者に
支給する額の旅費を、同条例を準用して支給する。
2 前項の旅費の額、支給方法等は、横浜市旅費条例（令和8年10月横浜市条例第号）第2条第2号に規定する市長等に支給する
旅費の例による。

横浜市児童福祉審議会の委員の費用弁償条例（抜粋）

$\left(\begin{array}{c} \text{上段} \\ \text{下段} \end{array} \right) \begin{array}{c} \text{改正案} \\ \text{現行} \end{array} \right)$

（費用弁償）

第2条（第1項省略）

2 前項の旅費の額、支給方法等は、横浜市旅費条例（令和8年10月横浜市条例第73号）
前項の旅費は、横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73号）

月横浜市条例第号) 第8条第2項第3号に掲げる者に支給する号)に規定する3号の者に支給する額により同条例を準用してこの旅費の例による。
これを支給する。

横浜市農業委員会委員等の費用弁償条例(抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(費用弁償)

第2条(第1項省略)

2 前項の旅費の額、支給方法等は、横浜市旅費条例(令和8年
前項旅費の費用弁償は、横浜市旅費条例(昭和23年10月横浜市
月横浜市条例第号)第8条第2項第3号に掲げる者に支給する
条例第73号)中3号の者に支給する額により、同条例を準用して
旅費の例による。
支給する。

横浜市建築審査会条例(抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(費用弁償)

第13条 委員が職務のため市外に出張したときは、費用弁償として
委員が職務のため市外に出張したときは、費用弁償として
旅費を支給する。

、横浜市旅費条例(昭和23年10月横浜市条例第73号)中特号の者
に支給する額の旅費を同条例を準用して支給する。

2 前項の旅費の額、支給方法等は、横浜市旅費条例(令和8年
月横浜市条例第号)第2条第2号に規定する市長等に支給する
旅費の例による。

横浜市土地区画整理審議会の委員等の費用弁償条例(抜
粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(費用弁償の額)

第2条 (第1項省略)

2 前項の旅費の額、支給方法等は、横浜市旅費条例（令和8年
前項の旅費は、横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73
月横浜市条例第号）第8条第2項第3号に掲げる者に支給する
号）中3号の者に支給する額により同条例を準用してこれを支給
旅費の例による。
する。

横浜市教育委員会委員の費用弁償条例（抜粋）

(上段 改正案)
(下段 現行)

第2条 (第1項省略)

2 前項の旅費の額、支給方法等は、横浜市旅費条例（令和8年
旅費は、横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73号）中
月横浜市条例第号）第2条第2号に規定する市長等に支給する
特号の者に支給する額により、同条例を準用して支給する。
旅費の例による。

横浜市社会教育委員条例（抜粋）

(上段 改正案)
(下段 現行)

(費用弁償)

第5条 (第1項省略)

2 前項の旅費の額、支給方法等は、横浜市旅費条例（令和8年
前項の旅費は、横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73
月横浜市条例第号）第8条第2項第2号に掲げる者に支給する
号）中2号の者に支給する額により、同条例を準用して支給する
旅費の例による。
。

(第3項省略)

横浜市選挙管理委員の費用弁償条例（抜粋）

(上段 改正案)
(下段 現行)

(費用弁償)

第2条 選挙管理委員が職務のため市外に出張したときは、費用弁
選挙管理委員が職務のため市外に出張したときは、横浜市

償として旅費を支給する。

旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73号）中特号の者に支給す

る額により同条例を準用して費用弁償を支給する。

2 前項の旅費の額、支給方法等は、横浜市旅費条例（令和8年

月横浜市条例第 号）第2条第2号に規定する市長等に支給する

旅費の例による。

横浜市人事委員会委員の旅費及び費用弁償条例（抜粋）

$$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現行} \end{array} \right)$$

（旅費及び費用弁償の額）

第2条（第1項省略）

2 前項の旅費及び費用弁償の額、支給方法等は、横浜市旅費条例
前項の旅費及び費用弁償は、横浜市旅費条例（昭和23年10月横
（令和8年 月横浜市条例第 号）第2条第2号に規定する市長
浜市条例第73号）に規定する特号の者に支給する額により、同条
等に支給する旅費の例による。
例を準用して支給する。

横浜市監査委員の旅費及び費用弁償条例（抜粋）

$$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現行} \end{array} \right)$$

（旅費及び費用弁償の額等）

第2条（第1項省略）

2 前項の旅費及び費用弁償の額、支給方法等は、横浜市旅費条例
前項の旅費及び費用弁償は、横浜市旅費条例（昭和23年10月横
（令和8年 月横浜市条例第 号）第2条第2号に規定する市長
浜市条例第73号）に規定する特号の者に支給する額により、同条
等に支給する旅費の例による。
例を準用して支給する。

横浜市会職員旅費条例（抜粋）

$$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現行} \end{array} \right)$$

横浜市会の職員に係る旅費については、横浜市旅費条例（令和8年
月横浜市条例第 号）に規定する特号の者に支給する額により、同条
等に支給する旅費の例による。
例を準用する。

年　月　横浜市条例第　号)の例による。
る。

横浜市市議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（費用弁償）

第5条（第1項省略）

2 前項の旅費の額、支給方法等は、横浜市旅費条例（令和8年
前項の旅費は、横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73
月横浜市条例第　号）第2条第2号に規定する市長等に支給する
号）中、特号の者に支給する額により、同条例を準用してこれを
旅費の例による。
支給する。

（第3項及び第4項省略）